

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
カメルーン	第二次小学校建設計画のための 贈与に関する日本国政府とカメ ルーン共和国政府との間の交換 公文	第二次小学校建設計画を実施する ために必要な 1. 教室及び附帯施設の建設に必要な 生産物及び役務の 供与 2. 機材及びその据付けに必要な役 務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に 必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の施設及び機材の 維持・管理指導に必 要な役務の供与	983,000千円 H15.3.31まで	H14.6.24 ヤウンデ で (同日)	日本側 高木南海雄在カメ ルーン大使 ヤルタン・ オクタダ公共投資・国土開 発大臣	H15.7.24 264号
カメルーン	第二次小学校建設計画のための 贈与に関する日本国政府とカメ ルーン共和国政府との間の交換 公文	第二次小学校建設計画を実施する ために必要な 1. 教室及び附帯施設の建設に必要な 生産物及び役務の 供与 2. 機材及びその調達に必要な役 務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に 必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の施設及び機材の 維持・管理指導に必 要な役務の供与	1,345,000千円 H16.3.31まで	H15.6.18 ヤウンデ で (同日)	日本側 國枝昌樹在カメル ーン大使 ヤルタン・ オクタダ経済・計画・国土 整備大臣	H16.10.1 634号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

カメルーンとの無償資金協力取極一覧